

## 保護者の皆様へ(保護者保存用)

平成 年 月 日  
つばき・東つばき保育園

保育園で誤薬など投薬事故を防ぐため、お子様の健康管理に支障がないようにするために、その子どもの症状・安静度・処方内容等の情報を把握し、間違いなく投与することを徹底していきたく思います。したがって保育園でのくすりの投与が必要な方は「連絡票」をご記入の上、くすりと共に保育士に直接手渡していただけるようご協力をお願いいたします。

- (1) お子さんのくすりは、本来は保護者が登園して与えていただくのですが、緊急止むを得ない理由で保護者が登園できないときは、保護者と園側で話し合いのうえ、保育園の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期するため「連絡票」に必要事項を記載していただき、くすりに添付して保育園に手渡していただきます。
- (2) くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、或いはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りません。
- (3) 保護者の個人的な判断で持参したくすりは、保育園としては対応できません。
- (4) 座薬の使用は原則として行いません。  
やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示書を添付して下さい。なお使用に当たっては、そのつど保護者にご連絡しますのでご了承下さい。
- (5) 初めて使用する座薬については対応できません。
- (6) 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら…」「発作が起こったら…」というように症状を判断して与えなければならない場合は、保育園としてはその判断ができませんので、そのつど保護者にご連絡することになりますのでご了承下さい。
- (7) 慢性の病気(気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気)の、日常における投薬や処置については、保育所保育指針(厚生省)によって、子どもの主治医または嘱託医の指示書に従うとともに、相互の連携が必要です。
- (8) 持参するくすりについて
  1. 医師が処方したくすりには必ず「連絡票」を添付して下さい。  
なお「薬剤情報提供書」がある場合には、それも添付して下さい。
  2. 使用するくすりは1回ずつに分けて、当日分のみご用意下さい。
  3. 袋や容器にお子さんの名前を記載して下さい。
- (9) 主治医の診察を受けるときは、お子さんが現在〇〇時から〇〇時まで保育園に在園していることと、保育園では原則としてくすりの使用ができないことをお伝え下さい。  
※ 連絡票は各保育室に備えてあります。必要に応じて保育士に申し出てください。  
※ 登園時に連絡票とくすりを直接保育士に手渡してください。

～当園で現在使用しているくすりについて～

- 蚊にさされたときは 「ムヒ S」または「ムヒ・ベビー」(株池田模範堂)
- 擦り傷・切り傷などの消毒には 「マキロン」(株山之内製薬)
- 口などマキロンが使えない部位の消毒には 「リバガーゼ A」(株玉川衛材)
- 発熱時には 「子供用熱救急シート 冷えピタ」(ライオン株式会社)または「熱さまシート」(株小林製薬)
- 打ち身などの炎症には 市販の冷湿布薬
- 手あれには 市販のハンドクリーム
- 目に異物が入ったときは 市販のこども用目薬

※アレルギーや皮膚の特に弱いお子様で以上の薬品ではご心配な保護者の方は、そのお子様専用の物を保育園に保管して使用することもできますので申し出てください。

キリトリ

東つばき保育園 くすり連絡票 (平成 年 月 日記)

依頼者	保護者氏名	印	連絡先	TEL
	クラス名	園児氏名		
主治医	( 病院・医院 )			TEL
病名(又は 症状)				子どもの朝の体温 ℃
(以下の項目に該当するものに○、または明記してください。)				
①持参したくすりは 平成 年 月 日に処方された 日分のうちの本日分				
②くすりの保管は 室温・冷蔵庫・その他( )				
③くすりの剤型 粉・液(シロップ)・外用薬・その他( )				
④くすりの内容 抗生物質・解熱剤・咳止め・下痢止め・かぜ薬・外用薬・その他( )				
調剤内容:				
⑤くすりを使用する日時 平成 年 月 日の 食前・食後・食間・その他( )				
⑥外用薬などの使用方法				
⑦その他の注意事項				薬剤情報提供書 あり・なし
保育園記載事項				
受領者サイン		受領日時	月 日	保管時サイン
投与者サイン			投与時刻	月 日 午前・午後 時 分
実施状況など				